

職場における 熱中症対策について

近年では、労働中の熱中症を原因とする死亡災害が全国的に年間30人を超え、職場における熱中症対策の重要性が高まっています。

熱中症による死亡原因の多くは、「めまいや頭痛などの初期症状の放置」、初期症状があるにも関わらず、休息や水分補給などの適切な処置をしない、医療機関を受診しないなど「対応の遅れ」が挙げられます。

今回、こうした事態を受け、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、事業者に下記のような適切な対策をとることが義務付けられました。(対策を怠った場合、罰則があります)

改正労働安全衛生規則における義務化の内容

1. 熱中症の疑いや自覚症状のある労働者を早期に見つけるための体制整備と関係者への周知
2. 重篤化防止に向けた措置手順の作成と関係者への周知

※今回の改正で義務化の対象となる作業環境は、「暑さ指数(WBGT)」が28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上、または1日4時間以上の実施が見込まれる作業です。

Point

熱中症は適切な予防・対策で死亡・重症化を防げます。
“いつもと違う”と感じたら、熱中症を疑い、すぐに周囲の人や現場管理者へ申し出ましょう。



詳しくはコチラ
(厚生労働省HP)

職場での熱中症対策や、熱中症警戒情報等の情報を紹介をしていますので、ぜひご活用ください。

働く人の今すぐ使える
熱中症ガイド
(厚生労働省HP)



熱中症警戒情報や
佐賀市の取組に関して
(佐賀市HP)

